

【ポスター発表】

母子生活支援施設における地域支援の展開

ーソーシャル・アドミニストレーションの視点による施設長インタビュー調査ー

○ 京都華頂大学 吉島 紀江 (8255)

流石 智子 (京都華頂大学・1039)、高岡 理恵 (華頂短期大学・7852)

キーワード：母子生活支援施設 地域支援 ソーシャル・アドミニストレーション

1. 研究目的

母子生活支援施設は、唯一、親子が分離されることなく、母と子を一体的支援することができる児童福祉施設であり、包括的な支援体制の強化に向けて、これまでの母子への支援で培った専門性を地域支援においても展開できるのではと期待されている。

本研究は、先駆的に母子生活支援施設で地域支援を展開している施設長の役割に着目しソーシャル・アドミニストレーションの視点から地域支援体制の構築に向けた示唆を得ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

福祉サービスを効果的・効率的に運営していくために、人材の確保や育成、働きやすい職場として「人」、安定した財源の確保が質の高いサービスに繋げるために財源としての「金」、情報の活用力や連携による情報収集として「情報」の三つの資源（マネジメント資源）が不可欠であると述べている（桑原：2009）。この3つの資源が相互に関連しながら統合的にマネジメントしていくことがより良い実践の成否を左右するとしている。本研究は、この3つの資源構成をソーシャル・アドミニストレーションの視点とした。

母子生活支援施設における地域支援事業に関わる4名の職員（施設長を含む）、機縁法により調査協力者とした。1名につき1時間程度のインタビュー調査を実施した。地域支援事業を開始する前から開始に至るまでを自由に発言を促した。今回は、施設長のインタビュー結果のみを分析した。

分析の方法は、Flick (1994) のテーマ的コード化の手法を参考に行った。分析では、施設長が地域支援を実施するに至るプロセスをアドミニストレーションの3つの構造について具体的に示すことを目的とした。

3. 倫理的配慮

本研究は、京都華頂大学・華頂短期大学倫理委員会の承認を受けて実施した（申請番号24005・2024年9月19日）。また、日本社会福祉学会研究倫理規定に沿って行われ、申告すべき利益相反はない。

4. 研究結果

ソーシャル・アドミニストレーションの1つ目「人」に関しては、職員のキャリア形成を職員個々のライフサイクルと合わせて管理していた。職員の勤務内容や職務内容を管理

することは、将来の事業に対して専門職の配置など今後展開していく新たな事業での職務内容を見据えて職員を配置していた。

2つ目の「金」については、社会実態に対応するため、赤字覚悟で事業を先行して開始していた。後に国や市町村独自事業として予算を獲得していた。更に補助金の申請をし、資金の獲得を積極的にしていた。

3つ目の「情報」については、施設長自身が国（厚生労働省）の仕事に携わっていたことから施策動向をいち早く得ることができていた。社会動向に対応する母子生活支援施設の機能や使命を理解していた。情報のキャッチが人材マネジメントや新規事業の運営資金の獲得をスムーズにしていた。

5. 考察

母子生活支援施設が社会や法律の改正に伴い常に変化が求められてきた。そういった中で、より質の高い福祉実践を行うため施設長は、ソーシャル・アドミニストレーションを実践していた。単に「情報」管理は、個人情報保護といった事業を運営するための情報管理にとどまらず、自ら情報を取得し、運営や経営に影響を及ぼしていた。経営管理に必要な「金」についても「情報」を取得していることから先行して事業を始めることができていた。様々な「情報」を取得していることによって、「人」「金」に対しての準備をすることができていた。福祉専門職としてのキャリアアップにおいて資格取得を基本とし、実践能力が高まるよう研修の積極的な参加の機会などセルフ・ディベロップメント・システムにより、職員の成長の可能性を組織的に働きかけ支援していた。そういった取り組みがより質の高い支援や新たな地域支援の実施に繋がっていると考えられる。ソーシャル・アドミニストレーションは、施設長や管理者に必要である。

本研究は、1施設の施設長1名について、報告している。今後、職員からの視点、さらに様々な施設での実践について、研究を深めていく必要がある。昨年度より女性新法がスタートし、母子生活支援施設の役割は、若年妊婦や外国籍など多様な親子を支援していくことになる。今後、より実践的かつ信頼性の高い知見を得ることが期待される。

謝辞 ご多忙の中本研究にご協力いただきました母子生活支援施設の皆様に感謝申し上げます。

参考・引用文献

- 1) 桑原成一 (2005) 『ソーシャル・アドミニストレーション論』
- 2) 第2回 社会的養育・家庭支援部会資料 (2023) 「全国母子生活支援施設協議会 改正児童福祉法、困難な問題を抱える女性支援新法のもとで、母子生活支援施設が果たす役割と機能、および課題」

表1：施設長インタビュー調査結果

サブカテゴリ	コード/インタビューの引用
人	職員を退職させたくない 結婚しても出産しても勤められる職場 産休育休とつても昼間だけ働く 結婚や出産の経験を仕事に生かす 辞めさせないためにどうするか考えて 職員をずっと募集しているが来ない キャリアを積んで長く働いてもらう DVセンターは社会福祉士を全員もっている
金	緊急時援助事業金は実質ありきで大赤字 持ち出しでスタート 社会的養育はそもそも赤字の施設 加算が付くようになり黒字に 寄付も若干ある 補助金は申請したら物は買える 人件費はどこまら出ない 緊急援助金だけでは支援ができない 民間団体の協力はほぼ予算もなし
情報	全国の状況を知っている 厚労省との研究 母子生活支援施設の運営指針や第三者評価の 指針、運営ハンドブックを一緒につくった 親子支援事業を国が始めた パイロット事業（最大100万円）に公庫補助 100%数で人件費が付いた 令和4年から京都市は自立支援担当職員をお けるようになった 低額無料の医療制度の申請